

放置自転車対策について

小川正人

〔質疑〕市では、駐輪場を設置し、JRの通勤通学者の利便性を高めているが、放置自転車が絶えない。

旧宮城交通ターミナル脇の市道には20台前後の自転車が放置されており、市道にはみ出し通行に支障をきたしているので自転車の整理をしてほしい、との市民の声もある。私自身も現場を確認してい

るが、この状態をふまえ、市では放置自転車の撤去に、どのように取り組んできたのか、また、今後放置自転車をなくすためにどのように取り組むか伺いたい。

〔その他の質問〕

○サンキューロードを推進するためには、どのような計画を考えているか。

〔答弁〕白石駅の西口及び東口には、通勤・通学に利用する自転車が多数放置されているのが見受けられ、通行に支障を来しており、駐輪禁止の警報札を取りつけたり、既存の駐輪場を利用するよう呼びかけをしている。

しかし、西口の旧宮城交通ターミナル周辺では、再三の警告にもかかわらず、市道上の放置自転車が絶えなく、通行に支障を来たしていることから、先に、駅前交番の警察官立会いのもと、放置自転車を撤去した旨の看板を設置

し撤去した。

撤去した放置自転車は遺失物と民法を根拠とする拾得

しては時間と労力を要するが、今はおいても駐輪場を利用するよう看板で呼びかけするなど、根気強く啓蒙活動を行つてまいりたいと考えている。

今後とも放置自転車が絶えない場合は、自転車等の放置を防止する条例を検討しなければならない時期が来るかも

しないが、白石市民のモラルを信じている。

なお、今回撤去したうち、6台については、民法第240条の規定により、6カ月経過の後、市が取得したものとして

いる場合は、父または母の税額を合算して階層認定を行つてのことから算定基準に含めない。

しかし、父・母のいずれにも所得税または市民税が課税されておらず、同居の祖父または祖母のいずれかに、所得

來のとおり本市独自の保育料基準を設定し、保護者の負担を軽減してまいりたい。

なお、65歳以上の祖父または祖母の税額を根拠として保育料を算定している例は、現

増税が影響する保育料のみなおしについて 水落孝子

〔質疑〕平成18年、19年と所

得税・地方税(市・県民税)

の増税があり、その結果、平成19年度の保育料に連動して保育料負担があがる世帯が出てくると思われるので、

①その対応策について、特にC階層の負担は所得に比して大きいこと、②所得税・地方税率の変更による保育料みなおしのスケジ

ユールについて。
③見直しにあたり、保育料負担の増大があつてはならないので、市の対応の基本姿勢についてお尋ねしたい。

〔その他の質問〕

○障害者自立支援法による利

用者負担軽減措置について

については、国の基準額より低額に設定し、なおかつ国が示す7段階区分を17階層と、さらに細分化し、保護者負担の軽減を図っている。保育料階層区分によつては、国基準の41%程度に抑えていくものもあるが、全体として本市の保育料は、国と比較し約80%程度となつていて。生計を一にする65歳以上の家族がいる場合、一般的なモデルとして、父または母のいずれかに所得

税または市民税が課税される場合は、祖父・祖母のいづれか所得の多い方の税額により階層認定をしている。このことから、所得税の定率減税等の税改正に伴い、保育料の認定階層区分に変更が生じ

る可能性はある。

現在、国において保育料徴収基準額の見直しを行つているという情報がある。しかしその詳細は未定であり、從来のとおり本市独自の保育料基準を設定し、保護者の負担を軽減してまいりたい。

なお、65歳以上の祖父または祖母の税額を根拠として保育料を算定している例は、現

在、保育園を利用している3百69世帯、児童数で4百68人のなかで、5世帯程度となつ